

阿部 眞司
(文学)

はじめに

二〇〇〇年の『高知医科大学紀要』（第十六号）において私は「『古事記』における「崩」の読みと意味について」を発表し、⁽¹⁾『古事記』の中で天皇の死をしめす崩をカムアガルと読ませるようになったのは江戸時代前期の延佳本以降であり、その確実な根拠が見当たらないことを明らかにした。また、『日本書紀』で崩をカムアガルと読ませるようになったのは鎌倉時代の兼方本（一二八六年の奥書）以降であろうと想定した。その後このことに関してさらに研究を深めることなくそのままにしておいたが、二〇〇二年六月に玉岡謙治氏より「上代日本語の表記論的研究——〈死〉を表す語を中心として——」という論文と、その研究の基礎である『古事記』、『万葉集』ならびに『六国史』の「死」の表記を抽出したデータベースをいただいた。⁽²⁾ 本稿では玉岡氏のデータベースの中かの『日本書紀』の部分と私が持っていた『日本書紀』の死に関する表記の資料を使用して、『日本書紀』の中で死を表す漢字の表記のほぼ全てを網羅した資料を作成した。それが本文末の付表である。そして、その資料を基に『日本書紀』の中の崩がどのように使用されているかを明らかに

The Expressions of Death in “Nihon-syoki”

—Centering on 崩 *Hou*—

Sinji ABE

Japanese Literature

Abstract. As a basic operation, I picked out all the expressions of death (崩 *hou*, 薨 *kou*, 卒 *sotu*, 死 *si*, etc.) in “Nihon-syoki”. As we can see in the ancient Chinese document “Raiki”, in China the meaning of the Chinese character “崩” was the death of Emperors (天子). In the 8th century Japan adopted that thought, so in Japan “崩” means the death of a Japanese Emperor. The reading of “崩” has been “*kamuagaru*”. The reading of “*kamuagaru*” is based on the mythological meaning that the Japanese Emperors come down from heaven (天上 *ame, tenjyou*) to earth (天下 *amenosita*), die on earth and return to heaven again. But in “Nihon-syoki” I could not find an example of the Emperor coming down from heaven to earth, and returning to heaven again. As a result I clarified that the reading and the mythological meaning of “*kamuagaru*” are not reasonable in “Nihon-syoki”.

した。

崩の辞書的意味

崩が天皇の死に用いられることは中国の例に倣ったものである。『礼記』「曲礼下」には

天子死曰崩、諸侯曰薨、大夫曰卒、士曰不禄、庶民曰死

とある。日本の『令』「喪葬令」第二十六には

凡百官身亡者、親王及三位以上称薨、五位以上及皇親称卒、六位以下、達於庶人、称死

とある。親王は天皇の兄弟、皇子を指し（姉妹、皇女もこれに准ずる）、皇親は4世王までとし5世は含めない。（『継嗣令』第十三）

崩と不禄は「喪葬令」のなかに含まれていない。理由は士に相当する階級がなかったことと、崩に天皇の死を表現する特別な意味を持たせた結果であろう。

崩の意味は『説文解字』（九下）によれば

崩、山壞也 从山朋聲

とあり、山の崩壊にたとえ天子の死を崩といった。（加藤常賢『漢字の起原』） 現在、崩は音読みではホウ、訓読みではカムアガルとする。カムアガルの読みは『古事記』では宣長の『古事記伝』以降、『日本書紀』で明確なのは鎌倉時代の兼方本と推定されるが、まだ明確になっていない。⁶⁾

平安時代の古辞書『新撰字鏡』（天治本）は

崩 甫登反 平 壞也 死也 侈也 毀也 久逗留

とする。侈はタまたはダでやぶれる、少しくづれるの意である。

『類聚名義抄』（法上一一〇）では

崩 北朋反 クツル シヌ帝 木ホウ アツシ

とする。いずれも崩をカムアガルとは読ませていない。

今、崩をカムアガルと読ませる従来の考えに従いつつ、『日本書紀』の用例を見ていく。（『古事記』の中の崩に関しては注1で分析したので参照していただきたい。）

天皇以外に用いられる崩 一・日向三代の天孫

崩は天皇の死を言う時に用いられる特別な表現であり、歴代天皇に用いられて来た。『日本書紀』の中で崩の用例をまとめ付表 I (No. 7 ~ No. 114) に示しておく。その死に崩が用いられていない天皇として崇峻天皇がいるがこれは例外である。崇峻天皇については後述する。天皇に用いられる崩は各天皇紀の終りに御陵と共に記録され、その後、次の天皇の即位前期に崩じたことが記録されるという形式で基本的に統一されている。

ここでは天皇以外に崩が使用されている例を挙げることによって崩のもつ意味を確かめていく。天皇以外で崩が使用されている神、人物は次の通りである。

1 天津彦彦火瓊瓊杵尊 ほのくににぎ

2 彦火火出見尊

3 彦波瀲武鸕鷁草葺不合尊 なぎさたけつ かつふきあへず

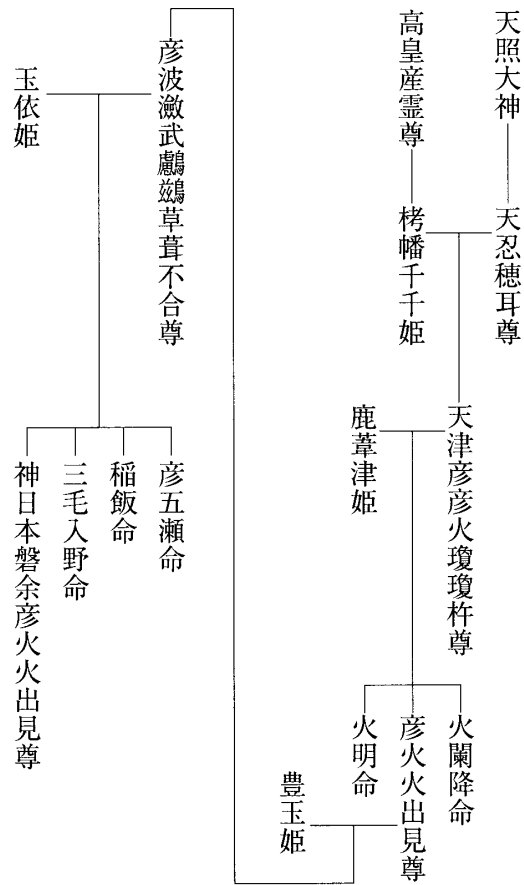
4 日本武尊

5 神功皇后

6 飯豊青尊

7 宣化天皇皇后橘皇女

1から3の尊はいわゆる日向三代の天孫である。その系図を示すと次のようになる。



この系図は神代下九段、十段、十一段の本文のものである。崩の字は九段の本文に初出であり、本文のみで一書には用いられない。天津彦彦火瓊杵尊、彦火火出見尊、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊は天孫（皇孫）であるが、他の天孫と区別されるために、尊の敬称が用いられており、三柱の天孫の葬られた場所は陵の名称が付されている。「陵」は天皇、皇后（皇太后）を葬った場所に対して使用される。三柱以外の天孫には死んだ記録はもちろんのこと、その葬られた場所の記載もない。『日本書紀』で「尊」は至尊の者に用いられる字であり（巻一の本文注「至貴曰尊。自餘曰命。並訓美譽等。下皆效此」）、人物に付く「尊」は原則として天皇の位に着く者に使用される。本文の三柱の神のみに尊、陵が用い

られるのは「神代紀」において本文が正統な伝承を語っており、一書とは明確に異なることを示している。そして用字の上から三柱の尊が皇室の祖であることを保障する。

天皇家が地上である「天下」を支配する正統性を支える根拠は、天津彦彦火瓊杵尊が「天上」の天つ神の血統を継承し、天つ神より地上支配の命を受けていることによる。『日本書紀』神代下では高皇産靈尊が「天上」の主宰神である。しかし、この神はそれまで一度も現れず九段において初めて登場し、「天上」の主宰神として行為しはじめる。地上は天孫が支配してはじめて「天下」となるが、それまでは「葦原中国」と呼ばれる天孫にまつろわざる国であった。

また『古事記』では「天上」世界は「高天原」と呼ばれるが、『日本書紀』「神代」の本文の世界では「高天原」の名は存在しない。

「神代」で高皇産靈尊は葦原中国を平定するために神々を派遣する。その中で天上から葦原中国へ派遣されることに対し「降」の字が用いられる。「降」される神は武甕槌神・経津主神である。この二神は葦原中国平定後、天上に「還」り報命（復命）する。高皇産靈尊は平定された葦原中国に「天上」より天津彦彦火瓊杵尊を「降」す。瓊杵尊は日向襲之高千穂宮に「天降」る。所謂天孫降臨である。瓊杵尊は地上で鹿葦津姫を娶彦彦火火出見尊をもうけて「崩」ずるが、「天上」に帰ったとの記述はない。彦彦火出見尊、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊は地上で生まれ「崩」ずるが、これまた「天上」に帰ったとの記述はない。カムヤガルとは神が地上から天上に帰ることを指す言葉で、『万葉集』（巻二・一六七の柿本人麻呂の歌）において日の皇子天武天皇の「神上」が初出である。天の世界から天皇が神として地上に降りてきて（「神下」）、地上（現世）での生を終えて再び神として天へ上ることである。『古事

記』上巻ならびに『日本書紀』「神代」にこのように地上での生を終えて天上へ戻った神は存在しない。天皇がカムアガルというのは天皇が神であるとする柿本人麻呂の思想に基づくものであるが、『日本書紀』「神代」の「崩」がカムアガルと読まれていたことは未だ証明できていない。(注①)の拙稿『古事記』における「崩」の読みと意味について『高知医科大学紀要』第十六号二〇〇〇年十二月、参照) なお、『古事記』では人は死んで黄泉の国へ行くことになるが、『日本書紀』本文の世界では黄泉の国そのものが存在しないので、死んだ人間が行く場所は黄泉の国と言うことができず不明である。

『日本書紀』は日向三代の天孫(＝尊)の死に崩を用いているが、ここには明確な主張がある。日向三代の天孫は日向という日本列島の辺境の地を支配していただけであるが、「天降」った瓊瓊杵尊以下の天孫によって「天下」(日本列島)の支配が始まり、その支配が天孫によって継承されるとの主張である。「天下」の支配継承者(中国流の天子)の死は崩で表わされなければならなかった。その支配は日向から東上し大和において「天下」統治を始めた神日本磐余彦火火出見尊(神武天皇)に、「天皇」の統治として引き継がれる。

そして、神武天皇以下(崇峻天皇の例外を除いて)、「天下」の統治者である天皇の死に崩が用いられる。また、「陵」のことが語られねばならないのも天孫の正統な継承者であるからである。

次に『日本書紀』の中で天皇ではなくして崩の使用されている日本武尊、神功皇后、飯豊青尊、宣化天皇皇后橘皇女四名の「死」のあり方を見てみる。

天皇以外に用いられる崩 二・日本武尊

『日本書紀』では「神武紀」から「垂仁紀」まで、天皇の子で皇位継承予定者は「尊」の称号が付き、それ以外の子には「命」がつく。「景行紀」から天皇の子に対して、皇位継承者は天皇または尊の称がつき、男子は皇子が付く。皇位継承者が未確定の場合は皆皇子となる。女子は皇女が付くのが原則である。「尊」は『日本書紀』「神代上」第一段本文の国常立尊の本文注に「至貴曰尊。自餘曰命。並訓美舉等。下皆效此」とある。これに対し岩波日本古典文学大系本『日本書紀』(上 補注1—八 五四六頁)は次のように述べている。

「ミコト・命・尊 神代紀においては神は原則として宗教的対象に對して用い、その他の場合はミコトの語を用いる。——中略——当時ミコトには命の字をあてるのが一般で、記・帝説・元興寺縁起など、みな命と表記し——中略——尊の字は紀以外に和銅四年の多胡郡の碑に「石上尊」「藤原尊」と見えるが、これはミコトと訓まれたか否か確実ではない。紀の中でも天武二年二月癸未条以下の「草壁皇子尊」、持統十年七月庚戌条の「後皇子尊」の両者は当時からの尊称としてほぼ確実であろう。万葉でも両者はそれぞれ「日並皇子尊」(一一〇)、「高市皇子尊」(二五六—一五八)と見える。ただ天武二年癸未条は前者を「草壁皇子尊」、後者を「高市皇子命」と書き分けていて、至貴を尊とし自余を命とする本条の注と、あたかも対応するかの如くである。」

また、小学館新編日本古典文学全集本『日本書紀』(① 頭注 三四—二頁)は次のように述べる。

「尊は皇位継承者と目される人物に対する尊称。景行紀以後の表記

様式で「皇子・皇女」と区別する」

「景行紀」には皇位継承予定者に付く「尊」と次期天皇の両者が記録されている。小碓尊（日本武尊）と稚足彦天皇である。この二人以外の子はみな皇子、皇女が付けられているので、日本武尊は特別な存在で皇位継承者と目されていたことが了解されよう。「日本書紀」における日本武尊に付いた尊は岩波日本古典文学大系本『日本書紀』（上 頭注 二八三頁）が述べるように

「尊とあるのは、事実上または説話の上で皇位継承の候補者として皇太子に準じる地位にあり、かつ後にその子孫が皇位をついたことによる尊称」

であろう。日本武尊の皇位継承者としての在り様を『古事記』と比較しながら、熊襲、東国・蝦夷征定の説話から確認しておく。³⁾

(1) 熊襲征定。『古事記』では倭健命による征定の動機は彼の勇猛を恐れ、彼を遠ざけようとする景行天皇の私心によるものであった。それに対し『日本書紀』では朝貢しない熊襲へ先ず天皇の親征がありその後の、再度の反乱に対し日本武尊の遠征が行われる。『古事記』と比較するとその意味は軽く、かつ天皇の委任を受けた国家的英雄として扱われている。

(2) 東国・蝦夷征定。『古事記』における征定の勅命は熊襲平定直後であり、天皇より軍勢も賜らず東国に出発させられ、倭健命は嘆息する。「日本書紀」では尊が自ら進んで天皇の命を受け、勇躍出発し、天皇の信頼を受けた將軍として描かれている。そして征定の対象は『古事記』では東方十二道のあらぶる神、まつろわぬ人々であるが、『日本書紀』では蝦夷の征討が主目的である。

『日本書紀』の日本武尊は皇位継承者として天皇の信任あついで將軍、

英雄として描かれている。そして、東国平定からの帰途能褒野にて崩ずるが、その報を聞いた天皇は

「愛を忍びて賊の境に入らしむ。一日も顧びずといふこと無し。是を以て、朝夕に進退ひて、還る日を待ちて待つ。何の禍ぞも、何の罪ぞも、不意之間、わが子を亡すこと。今より以後、誰人と與にか鴻業を經綸めむ」（「景行紀」四十年是歲）

と嘆き悲しむ。天皇の共に天下を治めようという期待もむなしく皇位に着かず崩じていった人物として位置づけられている。日本武尊は崩じた後白鳥となって陵よりでて倭、さらに河内へ向う。この白鳥が飛び立ち、とどまった三つの陵（能褒野、琴弾原、奮市邑）は白鳥陵と名づけられるが、白鳥は最終的には「高く翔びて天に上」っていった。ここには死者の霊が白鳥に化すこと、ならびにその霊が天に上っていくことが確認される。天皇に準ずる者が神として天に上る思想、ならびに人が死んで天のあの世に行くという思想の両方を読み取ってよいであろう。

日本武尊の子は仲哀天皇である。仲哀天皇は「仲哀紀即位前紀」に「足仲彦天皇、日本武尊第二子也。母皇后曰両道入姫命。」とある。日本武尊は即位していないが妻が皇后と記述されているのは子が即位した故の尊称であろうが、これにより日本武尊は天皇と同じ扱いを受けていることになる。前述したように景行天皇は小碓王（日本武尊）を亡くした時、「我子小碓王、……今より以後、誰人と與にか鴻業を經綸めむ」（これからいったい誰と共に天下統治を行おうか）と、日本武尊と共に「天下」を統治する者と位置づけていたのである。

日本武尊は『古事記』『日本書紀』以外の記録で天皇として記述されているものがある。『常陸国風土記』では「倭武天皇」とあり、その巡幸伝説がある。また、『阿波国風土記逸文』にも「倭武天皇命」とある。

地方において日本武尊が天皇と考えられていた伝承があったことが伺える。

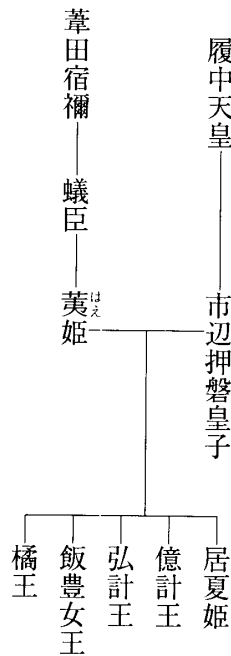
天皇以外に用いられる崩三・神功皇后

「神功皇后撰政前紀」に「おきながたらしひめのみこと氣長足姫尊」、「足仲彦天皇二年、立為皇后」とあり、「尊」の尊称をもち、神罰により崩じた仲哀天皇の皇后である。「氣長足姫尊」は彼女の崩後（神功皇后撰政六九年）に贈られた尊称である。彼女は神を祭る神主であり、託宣を受けることのできる巫女性を持つている。仲哀天皇の崩後、崇る神を祭り、天皇に代わって九州のまつろわぬ者たちを自ら平定し、神祇（天神地祇）の教えにより新羅征討のため海を渡り、新羅を「日本」（日本の称『日本書紀』での初出）に服属させる。神功皇后は「神功皇后撰政元年十月」に「皇太后」となり、摂政となる。『日本書紀』では通常天皇即位元年に前天皇の皇后を皇太后とする記事がある。つまり新天皇になったとき前天皇の皇后となり「天下」を治める。撰政三年に譽田別皇子を立てて皇太子（後の応神天皇）とする。そして撰政六九年に後稚櫻宮にて崩じている。実質的には女帝としての行動を取り、記述も天皇と同格である。そもそも「神功紀」として立てられること自体が天皇と同等の位置が与えられていたことを意味する。ちなみに『古語拾遺』は「磐余稚桜朝」（神功朝）を設けている。いずれも天皇としての扱いがなされている。なお、氣長足姫尊の名称は『古事記』では「息長帯比売命」、『播磨国風土記』は「大帯日売命」、『続日本後紀』（承和十年）は「大足姫命皇后」とあり、「尊」の

称号が『日本書紀』に特有なものであることがわかる。

天皇以外に用いられる崩四・飯豊青尊

彼女の系図を「顕宗紀」（即位前紀の分注）より見ておく。



飯豊青尊とみなされる青海皇女の系譜が「履中紀」（元年）にもある。それによれば履中天皇は葦田宿禰の女黒姫を王妃として、磐坂市辺押羽皇子、御馬皇子、青海皇女（一に曰く、飯豊皇女）を産む。飯豊青尊はその中の一人である。ここでは「顕宗紀」の記事を彼女の出自としておく。「顕宗紀」即位前紀に次のような記事がある。

「三年四月に億計王を立てて皇太子とし、天皇（弘計王）を立てて皇子とす。五年春正月に白髮天皇（清寧天皇）崩りましぬ。是の月に、皇太子億計王と天皇（弘計王）と、位を譲りたまふ。久にして處たまはず。是に由りて、天皇の姉飯豊青皇女、忍海角刺宮に、臨朝秉政したまふ。自ら忍海飯豊青尊と称りたまふ。——中略——冬十一月に飯豊青尊、崩りましぬ。葛城埴口丘陵に葬りまつる。」

清寧天皇の崩後、億計王、弘計王の二王が互いに皇位を譲り合って皇位が空白になってしまった時、飯豊青皇女が十一月間「天下」の政を天皇に代わって行った。それが臨朝秉政である。それゆえ、彼女には

「尊」の称号がつき、その死に対しては「崩」が用いられている。

飯豊青皇女について興味深い記述がもう一つ「清寧紀」三年秋七月にある。

「飯豊皇女、角刺宮にして、與夫初交したまふ。人に謂りて曰はく、
「一 女の道を知りぬ。又安にぞ異なるべけむ。終に男に交はむことを願せじ」とのたまふ。」

これによれば、彼女は男と一回性交しただけで何の変化もないので再び男と交わることがなかったという。女性の性を選ばず、性を絶つてしまっている。現代流に言えばセックスレスの女性であり、異色な存在として設定されている。このような女性であったからこそ中 天皇として臨朝兼政が可能であったのかもしれない。飯豊青尊は『扶桑略記』（新訂増補国史大系第十二巻）では「飯豊天皇、二四代 女帝 清寧天皇養子」とされ、『皇胤紹運録』（群書類従第五巻 系譜部）には「飯豊天皇、忍海部女王是也」とある。後世の文献であるがいずれも天皇として⁴⁾いる。

天皇以外に用いられる崩 五・宣化天皇皇后橘皇女

この女性は億計天皇（仁賢天皇）の皇女であるが、宣化天皇の陵に孺子（幼子）と共に合葬される記述がある（『宣化紀』四年冬十一月）。その分注に「皇后の崩りましたし年、伝記に載すること無し。孺子は蓋し未だ成人らずして薨せませるか。」とあり、皇后の死に対して「崩」を用いている。異例であり他に例がない。本文ではなく分注なので「崩」の使用の原則が変わったとはいえないが、その理由は不明である。

崩の用いられていない天皇・崇峻天皇

最後に、天皇でその死に「崩」が用いられていない崇峻天皇について触れておく。（付表1のNo.403、404を参照）

「崇峻紀」五年十月四日の条に献上された山猪を指差して天皇は

「何の時に此の猪の頸を断るが如く、朕が嫌しとおもふ所の人を断らむ」といった。この詔を聞いた蘇我馬子は自分が嫌われている対象らしいことを恐れ、一族のものを招き集め天皇を弑せまつらむと謀った。そして十一月三日に

「東漢直駒をして、天皇を弑せまつらしむ。是の日に、天皇を倉梯岡陵に葬りまつる。」

天皇が臣下に殺害され、即日、陵に葬られるという異常な事態が発生する。その死は「弑」という言葉によって表され、天皇に使われるべき「崩」の字は用いられない。『日本書紀』は即位前記に前天皇の「崩」を記述する原則があるが、次の推古天皇即位前記で崇峻天皇に「崩」の字は使われていない。これは『日本書紀』の例外である。

在位中に殺された天皇でもう一人安康天皇がいる。（付表1のNo.401、402を参照）

「安康紀」三年八月九日に

「天皇、眉輪王の為に殺せまつられたまいぬ。三年の後、乃菅原伏見陵に葬りまつる。」

という記述がある。「安康紀」には天皇の「崩」は記録されない。そして安康天皇が「崩」じたと記録されるのは四代後の仁賢天皇の即位前記である。安康天皇を殺したのが王（皇族）であるという点で崇峻天皇

との相違はあるが、両者共に当該天皇紀、ならびに次の天皇の即位前記に「崩」が記録されていない天皇である。

崩についてのまとめ

『日本書紀』に用いられる崩は『礼記』の「天子死曰崩、諸侯曰薨、大夫曰卒、士曰不禄、庶民曰死」とある中国思想を基にしたもので、天皇（天子）の死をそれ以外の人物と峻別するための表現であった。そして天皇家の始祖である日向三代の天孫は天皇と同じ扱いをされてその死に崩が用いられた。また、天皇の位には着かなかつたが天皇と同じ機能を果たした人物の死にも崩を用いたのである。

崩はこれまで諸本皆カムアガルと読ませてきているが、カムアガルと読ませる背後には『万葉集』の柿本人麻呂にみられるような、天皇は神（カミ）天孫であり、地上（天下）での活動を終えて、彼らの祖神達の存在する天上へ戻っていく（アガル）という思想がある。しかし、見てきように『日本書紀』で崩が用いられた神、天皇（それに準ずるもの）の中で天上の天神のもとへ戻ったと記述されている者はいない。唯一日本武尊が白鳥となって天へ飛翔していった記述があるだけである。死んだ（崩じた）天皇たちも天へ戻ったと考えられるのだろうが、『日本書紀』の日向三代以降の記述から地上から天上へ神として上（アガ）るといふ思想を見ることはできない。それ故、崩をカムアガルと読ませる思想的必然性はいだし難いと言わざるを得ない。このことと関連し、『古事記』には死者が行く世界として黄泉国が設定されているが、『日本書紀』本文には人間の死後の世界も設定されていないことも確認しておきたい。

補遺 『日本書紀』の中の崩以外の死の表現

1 神退（神避、神退去、化退、カムサル）

「神退」（神避、神退去、化退もおなじ意味で用いられカムサルと読む。以下同じ）という言葉は「神代紀」の本文には出てこない。「神代紀」本文の世界にはイザナミノミコトが火神カグツチを生み、その後黄泉国に行く物語は存在しない。それゆえ、この言葉はいずれも一書の記述の中に現れる。それを敢えて取上げるのは『古事記』との関係からである。『古事記』の「神避」（カムサル）という言葉はイザナミノミコトが火神カグツチを生んだ後に使用され、従来イザナミの「死」をあらわすと考えられてきた。『古事記』の「神避」については以前注1の拙稿で考察しているので結論だけを述べておく。

「避」は「廻避・去」であり、離れる、離反する意である。「神」は神の行動を表す接頭語であり、イザナミノミコトの「神避」は「神として大八島国から黄泉の国へ退き去られた」の意とおさえた。

『日本書紀』の「神退」の意味は『古事記』との特別な相違点は見いだし難いので同じと見ておく。なお「神退」という表現が稚日女尊に対しても用いられている。（神代紀）上第七段一書第一）

2 薨

『日本書紀』における薨の初出は「神武紀」の五瀬命である。薨は『令』「喪葬令」第二十六の「凡百官身亡者。親王及三位以上称薨。五位以上及皇親称卒。六位以下。達於庶人。称死」の規定とほぼ同じ基準に従って用いられている。薨が用いられる人物は付表1のNo.115～No.189まで

に表示した。天皇の兄弟、皇后（妃、夫人）、皇太子、皇子、皇女、皇祖母命、皇孫（王、姫王）、百濟王、百濟太子、新羅王、狛（高麗）王、將軍、天皇の父、大臣、大連、天皇孺子である。

薨の読みは岩波日本古典文学体系本『日本書紀』では①カムサル、②ミマカル、③ミウセル、④ウセマセル、⑤カムアガルと人物により使い分けられている。また、小学館新編日本文学全集本『日本書紀』は①カムサル、②ミマカル、③ミウス、④コウズと読ませている。

岩波日本古典文学体系本で①カムサルが使用されているのは、五瀬命、神八井耳命、倭迹迹日百襲姫命、倭彦命、垂仁皇后日葉酢媛命、景行皇后播磨稻日大郎姫、菟道稚郎子、仁德皇后磐之媛命、履中皇妃黑媛、敏達皇后廣姫、厩戸豊聡耳皇子命（上宮皇太子、皇太子厩戸豊聡耳皇子尊）、吉備嶋皇祖母命、間人大后、皇太子草壁皇子尊であり、主に皇后と特別な皇太子に用いられているといえる。この中で厩戸豊聡耳皇子命、草壁皇子尊は天皇になれる地位にしながら、片や摂政、片や病死によって天皇にならなかった皇子である。

天智天皇の祖母嶋皇祖母命の死に対しては薨が用いられているが岩波日本古典文学体系本、小学館新編日本文学全集本ともにカムアガリマスと読ませている。薨をカムアガルと読ませることはこの人物が天皇に匹敵するという意識が働いている結果であるが、その根拠は定かではない。

3 卒

卒の初出は武烈天皇三年十一月の百濟の意多郎の記事である。卒は「喪葬令」第二十六の「凡百官身亡者。——中略——五位以上及皇親称卒。」とある規定に相当する人たちに使用されていると見てよい。卒の

用例は付表1のNo.190～No.216までに表示した。卒の読みは岩波日本古典文学体系本では①ミウセヌ、②ミマカリヌ、③シヌ、である。その区別の根拠は示されていない。小学館新編日本文学全集本では全てミウセヌと読ませている。

4 死

死の用例は付表1のNo.217～No.370までに表示した。死が用いられるのは基本的には「喪葬令」第二十六に「六位以下。達於庶人。称死」とある規定に相当する者である。しかし、それ以外で死が用いられている例がある。それを挙げておく。（カッコ内は岩波日本古典文学体系本の死に対する読み）

①亡くなった敏達天皇を穴穗部皇子が言挙げした時、死の表現が用いられている。（スギタマイシ）

②天神、または天皇に反逆、謀反を起こした者は身分の高いものでも死が用いられる。

天稚彦（カクレヌ）、忍熊王（ミマカル）、狭穗彦と妹（垂仁皇后）（ミマカリヌ）、大山守皇子（ミウセヌ）、木梨輕皇子（ミウスル、シナム）などである

③天皇も含め自分自身の死を語る時の表現では身分に関係なく死が用いられる。

五瀬命（ヤミナム）、垂仁皇后（マカラク）、武内宿禰（ミマカル）、允恭皇后忍坂大中姫命（ミウセム）、大草香皇子（シニタマフ）、欽明天皇（ミマカル）、三輪君小鷦鷯（シヌ）、蘇我大臣蝦夷（ミマカル）、藤原内大臣（鎌足）（ミマカル）などである。

④自死した者（自らの命を絶った者）を表す時に用いられる。

竹野媛（ミマカリヌ）、田道間守（マカレリ）、菟道稚郎子（ヲハル）、栲幡皇女（シヌ）、難波小野皇后（ミウセマシヌ）、山背大兄王とその子弟・妃妾（ミウセマシヌ）、古人皇子の妃妾（ミウス）、蘇我倉山田石川麻呂大臣（謀反の嫌疑もかかる）（ミウセヌ）、皇太子妃（蘇我）造媛（シヌル）、蘇賀臣果安（ミウス）、河内国守来目臣塩籠（ミウス）、尾張国守少子部連鉤（ミウス）などである。

⑤ 朝廷にまつるわぬ者の死に対して用いられる。この者は朝廷の秩序・官位とは無関係の存在であるから、薨、卒、死などの区別はつけようがないので死を用いるしかない。

川上梟帥（シヌ）があげられる。

⑥ 戦死者に対して用いられる。

大伴談連（シヌ）、紀岡前来自連（シヌ）、調吉子伊企儼の子舅子（シヌ）、大仁土師婆婆連（シヌ）、朴市田来津（ウセヌ）などがある。

⑦ 客観的に生と死のことを語るときに用いられる。

皇后忍坂大中姫命が天皇に生と死のことを語った時に用いられている。（ミウセヌ）

⑧ 罪を得て死ぬ時も死が用いられる。

的臣蚊島、穗瓮君などに用いられている。（シヌ）

⑨ 僧に対して用いられる。

日羅（ミウセヌ）、高麗僧慧慈（ミマカル）、学問僧惠妙・智聡・智国・覚勝・義通（ミウセヌ）、飛鳥寺僧福楊（ミウセヌ）などがあげられる。

⑩ 動物に対して用いられる。（シヌ）

5 その他の死に関する表現

以上の死に対する基本的表現以外に死を表している言葉と人物を挙げておく。用例は表1のNo. 371～No. 400までに表示した（カッコ内は岩波日本古典文学大系本の読み）

① 終が使用される神または人物。

イザナミノミコト（カムサリマス・「神代紀」上五段一書第二ではイザナミノミコトがカグツチを生んだ後の状態を「終」と記しこれをカムサリマスと読ませている）、用命天皇（ウセタマイヌ・用命天皇が「崩」じるまえに「死」に至ることを述べる表現「天皇の瘡みやまひ轉いた盛となり。終うせたまひなむとする時……）、飛鳥寺弘聡法師、惠妙法師（ミウセヌ・「天武紀」下 九年七月）などがある。天皇に対して終が用いられているのは異例である。

② 亡の使用される神または人物。

喪亡・天稚彦（ウセタリ）、亡・日本武尊（ホロビム）、身亡・弟姫（ミシヌ）、亡・膳臣巴提便の児（ウセタリ）、亡・僧旻（シヌ）、亡・孝徳天皇（シナム、天皇が自分自身の死を表現する）などである。

③ 逝の使用される人物。

菟道稚郎子（スギマス）

④ 陥の使用される人物。

大伴談連（シニタリ）

⑤ 殞命の使用される人物。

大伴談連の従人同姓津麻呂（シヌ）

⑥ 没の使用される人物。

百濟王・太后・王子（シヌ）

⑦ 瞑目の使用される人物。

雄略天皇（シヌ、遺詔の中の言葉）

- ⑧天残の使用される人物。
民（アカラシマニシヌル）
- ⑩徂逝の使用される人物。
皇太子妃蘇我造媛（シヌ）
- ⑪縊の使用される人物。
大友皇子（クビレヌ）
- ⑫賜死の使用される人物。
大津皇子（ミマカラシム）
- ⑬殉の使用される人物。
大津皇子妃山辺皇女（トモニシヌ）

注

- (1) 拙稿「『古事記』における「崩」の読みと意味について」『高知医科大学紀要』第十六号二〇〇〇年十二月。
- (2) 玉岡謙治「上代日本語の表記論的研究―〈死〉を表す語を中心として―」、ならびに『古事記』、『万葉集』、『六国史』のなかの死の表記のデータベース、愛媛大学大学院法文学研究科（人文科学専攻）に提出した修士論文 二〇〇二年一月
- (3) 岩波日本古典文学大系本『日本書紀』上 補注七―二六 六〇〇頁による。
- (4) 『古事記』『清寧記』では「於是、問日繼所知之王、市辺忍齒別王之妹、忍海郎女、亦名飯豊王、坐葛城忍海之高木角刺宮也」（岩波日本思想大系本）とあり彼女が日繼所知之王とみなされていたことが伺える。

付表1 日本書紀における死の表現

No.	表 記	岩波読み	小学読み	主 語	卷	段名ほか	年 月 日	記述の形式等	備 考
18	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマス	孝昭天皇	4	孝昭天皇	八三年秋八月五日	記事	
17	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマス	懿徳天皇	4	孝昭天皇	即位前紀	記事	
16	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマス	懿徳天皇	4	懿徳天皇	三四年秋九月八日	記事	
15	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマス	安寧天皇	4	懿徳天皇	即位前紀	記事	
14	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマス	安寧天皇	4	安寧天皇	三八年冬十二月六日	記事	
13	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマス	綏靖天皇	4	安寧天皇	即位前紀	記事	
12	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマス	綏靖天皇	4	綏靖天皇	三三年夏五月	記事	
11	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマス	神武天皇	4	綏靖天皇	即位前紀	記事	
10	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマス	神武天皇	3	神武天皇	七六年春三月十一日	記事	
9	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊	2	神代下第十一段 神代下第十一段 本文		本文の記述	
8	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	彦火火出見尊	2	神代下第九段 神代下第九段 文		本文の記述	
7	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマス	天津彦彦火瓊瓊杵尊	2	神代下第九段 神代下第九段 文		本文の記述	
6	神退りましぬ	カムサリマシヌ	カムサリマシキ	稚日女尊	1	神代上第七段一 書第一		一書の記述	
5	化去りましぬ	カムサリマシヌ	カムサリマス	伊奘冉尊	1	神代上第五段一 書第六		一書の記述	
4	神退去りましぬ	カムサリマシヌ	カムサリマス	伊奘冉尊	1	神代上第五段一 書第五		一書の記述	
3	神退りまさむ	カムサリマサム	カムサリマサム	伊奘冉尊	1	神代上第五段一 書第三		一書の記述	
2	神避る	カムサル	カムサリマス	伊奘冉尊	1	神代上第五段一 書第三		一書の記述	
1	神退りましぬ	カムサリマシヌ	カムサリマス	伊奘冉尊	1	神代上第五段一 書第三		一書の記述	

38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	
崩りましぬ	崩りましぬ	崩りましぬ	崩りましぬ	崩りましぬ	崩りましぬ	崩りましぬ	崩りましぬ	崩りたまふ	崩りましぬ	崩りましぬ	崩りましぬ	崩りましぬ	崩りましぬ	崩りましぬ	崩りましぬ	崩りましぬ	崩りましぬ	崩りましぬ	崩りましぬ	
カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムサリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリタマフ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	
カムアガリマス	カムアガリマス	カムアガリマス	カムアガリマス	カムアガリマス	カムアガリマス	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリタマフ	カムアガリマス	カムアガリマス	カムアガリマス	カムアガリマス	カムアガリマス	カムアガリマス	カムアガリマス	カムアガリマス	カムアガリマス	カムアガリマス	カムアガリマス	
成務天皇	成務天皇	景行天皇	景行天皇	日本武尊	垂仁天皇	垂仁天皇	垂仁天皇	崇神天皇	崇神天皇	崇神天皇	崇神天皇	開化天皇	開化天皇	孝元天皇	孝元天皇	孝元天皇	孝靈天皇	孝安天皇	孝昭天皇	
8	7	7	7	7	7	6	6	6	6	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	
紀 仲哀天皇即位前	成務天皇	成務天皇	景行天皇	景行天皇	景行天皇	垂仁天皇後紀	垂仁天皇	垂仁天皇	垂仁天皇	崇神天皇	崇神天皇	開化天皇	開化天皇	孝元天皇	孝元天皇	孝靈天皇	孝靈天皇	孝安天皇	孝安天皇	
	六〇年夏六月十一日	即位前紀	六〇年冬十一月七日	四〇年是歳	即位前紀	一〇〇年春三月十二日	九九年秋七月一日	二年是歳	即位前紀	五 六八年冬十二月五日	即位前紀	六〇年夏四月九日	即位前紀	五 七七年秋九月二日	即位前紀	七 六年春二月八日	即位前紀	一〇 二年春正月九日	即位前紀	
記事	記事	記事	記事	記事	記事	会話	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事
				崩の読みに注意		田道間守が天皇の死を述べた言葉														

No.	表記	岩波読み	小学読み	主語	巻	段名ほか	年月日	記述の形式等	備考
57	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマス	反正天皇	13	允恭天皇	允恭即位前紀	記事	
56	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマス	反正天皇	12	反正天皇	五年春正月二三日	記事	
55	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマス	履中天皇	12	反正天皇	反正即位前紀	記事	
54	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマス	履中天皇	12	履中天皇	六年三月十五日	記事	
53	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	仁徳天皇	12	履中天皇	履中即位前紀	記事	
52	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマス	仁徳天皇	11	仁徳天皇	八七年春一月十六日	記事	
51	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマス	応神天皇	11	仁徳天皇	即位前紀	記事	
50	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマス	応神天皇	10	応神天皇	四一年春二月十五日	記事	是月として再度天皇の崩の記述あり
49	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマス	皇太后(神功皇后)	10	応神天皇	即位前紀	記事	摂政で崩
48	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマス	皇太后(神功皇后)	9	神功皇后	六九年夏四月十七日	記事	摂政で崩
47	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシ	仲哀天皇	9	神功皇后摂政前紀	神功撰政元年二月	記事	廢坂王、忍熊王が伝聞した事
46	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	仲哀天皇	9	神功皇后摂政前紀	仲哀九年十二月	一に云はく以下の文中	
45	崩りたまひし	カムアガリタマヒシ	カムアガリマシシ	仲哀天皇	9	神功皇后摂政前紀	仲哀九年春二月	記事	
44	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマス	仲哀天皇	9	神功皇后摂政前紀	仲哀九年春二月	記事	
43	崩ります	カムアガリマス	カムアガリマシシ	仲哀天皇	8	仲哀天皇	九年春二月五日	会話	皇后(氣長足姫尊)が大 臣以下に詔
42	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマス	仲哀天皇	8	仲哀天皇	九年春二月五日	一に云はく以下の文中	
41	崩りましぬること を	カムアガリマシヌ ルコトラ	カムアガリマシヌ	仲哀天皇	8	仲哀天皇	九年春二月五日	注記	崩 神の言を用いずして早く
40	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマス	仲哀天皇	8	仲哀天皇	九年春二月五日	記事	
39	崩りましぬ	カムサリマシヌ	カムアガリマス	日本武尊	8	仲哀天皇	元年十二月一日	詔の中	崩 尊の神靈白鳥に化り 天へ

77	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマス	繼体天皇	17	繼体天皇	二八年歲次甲寅	或る本に云はく の引用	二八年とする
76	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマス	繼体天皇	17	繼体天皇	日 二五年春二月七	記事	
75	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマス	武烈天皇	17	繼体天皇	即位前紀	記事	
74	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	武烈天皇	16	武烈天皇	日 八年冬十二月八	記事	
73	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	仁賢天皇	16	武烈天皇	即位前紀	記事	
72	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマス	仁賢天皇	15	仁賢天皇	一一年八月八日	記事	
71	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	よみなし	顯宗天皇	15	仁賢天皇	即位前紀	記事	
70	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマス	安康天皇	15	仁賢天皇	即位前紀	記事	
69	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマス	顯宗天皇	15	顯宗天皇	三年夏四月五日	記事	
68	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	よみなし	(飯豊青尊 顯宗天皇姉)	15	顯宗天皇	即位前紀	記事	臨朝秉政
67	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマス	清寧天皇	15	顯宗天皇	即位前紀	記事	
66	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマス	清寧天皇	15	清寧天皇	五年五月	記事	
65	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマス	雄略天皇	15	清寧天皇	即位前紀	記事	
64	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	雄略天皇	14	雄略天皇	二三年八月	会話	が雄略天皇のことを、蝦夷
63	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	雄略天皇	14	雄略天皇	二三年八月	記事	が雄略天皇のことを、蝦夷
62	崩なむ	シナム	カクレナム	雄略天皇	14	雄略天皇	二三年八月七日	会話	一本に云はくの遺詔中の 言葉(自分の死をいう)
61	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	雄略天皇	14	雄略天皇	二三年八月七日	記事	
60	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマス	允恭天皇	13	安康天皇	即位前紀	記事	
59	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	允恭天皇	13	允恭天皇	四日 四二年春正月一	記事	新羅の王が允恭天皇の死 を聞いて
58	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマス	允恭天皇	13	允恭天皇	四日 四二年春正月一	記事	

No.	表記	岩波読み	小学読み	主語	巻	段名ほか	年月日	記述の形式等	備考
96	崩りまして	カムアガリマシテ	カムアガリマシテ	推古天皇	23	舒明天皇	即位前紀	会話	蘇我蝦夷臣が阿倍臣に語らせた言葉
95	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	推古天皇	23	舒明天皇	即位前紀	記事	
94	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	推古天皇	22	推古天皇	三六年三月七日	記事	
93	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	敏達天皇	21	推古天皇	即位前紀	記事	
92	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	用明天皇	21	崇峻天皇	即位前紀	記事	
91	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	用明天皇	21	用明天皇	二年四月九日	記事	
90	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	敏達天皇	21	用明天皇	即位前紀	記事	
89	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	敏達天皇	20	敏達天皇	一四一四年秋八月十五日	記事	
88	崩りまし	カムアガリマシ	カムアガリマシテ	先考天皇(欽明天皇)	20	敏達天皇	一二年秋七月一日	詔	敏達天皇の詔のことは
87	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	欽明天皇	20	敏達天皇	即位前紀	記事	
86	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	欽明天皇	19	欽明天皇	三二年夏四月是月	記事	
85	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマス	宣化天皇	19	欽明天皇	即位前紀	記事	
84	崩りましし	カムサリマシシ	カムアガリマシシ	宣化天皇皇后橘皇女	18	宣化天皇	不明(四年冬十二月条の後)	記事	四年冬十二月条の注
83	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマス	宣化天皇	18	宣化天皇	四年春二月十日	記事	
82	崩りまして	カムアガリマシテ	カムアガリマシ	安閑天皇	18	宣化天皇	即位前紀	記事	
81	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマス	安閑天皇	18	安閑天皇	二年十二月十七日	記事	
80	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマス	継体天皇	18	安閑天皇	即位前紀	記事	
79	崩薨りましぬ	カムサリマシヌ	カムアガリマス	日本の天皇及び、太子、皇子	17	継体天皇	二五年歲次辛亥	或る本の引用 の引用本に云はく	百濟本記の記述による
78	崩りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマス	継体天皇	17	継体天皇	二五年歲次辛亥	或る本の引用 の引用本に云はく	百濟本記の記述による

116	115	114	113	112	111	110	109	108	107	106	105	104	103	102	101	100	99	98	97
薨りませり	薨りましぬ	崩りましし	崩りましし	崩ります(こと)	崩ります(こと)	崩りましぬ	崩りましぬ	崩りましぬ	崩りましぬ	崩りましぬ	崩りましぬ	崩りまさむ	崩りましぬ	崩りましぬ	崩りましぬ	崩りましぬ	崩りましぬ	崩りましぬ	崩りまして
カムサリマセリ	カムサリマシヌ	カムアガリマシシ	カムアガリマシシ	カムアガリマス (コト)	カムアガリマス (コト)	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマサム	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシタ リ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシテ
カムサリマシキ	カムサリマシヌ	カムアガリマシシ	カムアガリマシシ	カムアガリマス (コト)	カムアガリマス (コト)	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマサム	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシタ リ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシテ
五瀬命	五瀬命	天智天皇(近江宮 治天下天皇)	孝徳天皇(難波宮 治天下天皇)	天皇(天武天皇)	天皇(天武天皇)	天武天皇	天武天皇	天智天皇	天智天皇	齊明天皇	齊明天皇	天子	孝徳天皇	舒明天皇	孝徳天皇	舒明天皇	舒明天皇	舒明天皇	推古天皇
3	3	30	30	30	30	29	29	27	27	27	26	26	26	25	25	23	23	23	23
紀 神武天皇即位前	紀 神武天皇即位前	持統天皇	持統天皇	持統天皇	持統天皇	持統天皇	天武天皇(下)	天武天皇(上)	天智天皇	天智天皇	齊明天皇	齊明天皇	齊明天皇	齊明天皇	孝徳天皇	皇極天皇	皇極天皇	舒明天皇	舒明天皇
日 戊午年十二月四	日 戊午年五月八日	日 三年五月二十二	日 三年五月二十二	日 三年春正月二十 三日	日 元年九月九日	日 称制前紀	日 朱鳥元年九月九	日 即位前紀	日 一〇年十二月三	日 即位前紀	日 七年秋七月二四	日 五年是歳	日 即位前紀	日 即位前紀	日 白雉五年冬十月 十日	日 元年春正月二十 九日	日 即位前紀	日 一三年冬十月九	日 即位前紀
記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	会話	記事	記事	会話
		詔の中の言葉 回想	詔の中の言葉 回想	新羅王子金霜林らに奉宣 に報告	大宰が新羅王子金霜林ら に報告			近江の宮				本文の注				百済国の使人の言葉			蘇我蝦夷臣が境部摩理勢 に問うたことば

No.	表記	岩波読み	小学読み	主語	巻	段名ほか	年月日	記述の形式等	備考
135	薨せぬ	ミウセヌ	ミマカリヌ	百済文斤王	14	雄略天皇	二三年夏四月	記事	
134	薨りぬる	ミマカリヌル	ミマカリヌ	大將軍紀小弓宿禰	14	雄略天皇	九年五月	記事	紀大磐宿禰の父
133	薨せぬ	ミウセヌ	ミマカリヌ	大將軍紀小弓宿禰	14	雄略天皇	九年三月	記事	病死
132	薨りましぬ	カムサリマシヌ	カムサリマシヌ	皇妃黑媛	12	履中天皇	五年九月十八日	会話	使者が天皇に申し上げた言葉
131	薨りましぬ	カムサリマシヌ	カムサリマス	皇后磐之媛命	11	仁徳天皇	三五年夏六月	記事	
130	薨りましぬ	カムサリマシヌ	カムサリマス	菟道稚郎子	11	仁徳天皇	即位前紀	会話	復活後の再度の死
129	薨りまして	カムサリマシテ	カムサリマシテ	菟道稚郎子	11	仁徳天皇	即位前紀	記事	
128	薨りたまはむ	カムサリタマヒヌ	カムサリマシヌ	菟道稚郎子	11	仁徳天皇	即位前紀	記事	オホキサギノ尊がウジノワキ郎子の死を聞く
127	薨りぬ	ミマカリヌ	ミマカル	百済の直支王	10	応神天皇	二五年	記事	
126	薨りぬ	ミマカリヌ	ミマカル	百済の阿花王	10	応神天皇	一六年是歳	記事	
125	薨りぬ	ミマカリヌ	ミマカル	百済枕流王	9	神功皇后	撰政六五年	記事	百済王
124	薨りぬ	ミマカリヌ	ミマカル	百済国貴須王	9	神功皇后	撰政六四年	記事	百済王
123	薨せぬ	ミウセヌ	ミマカル	百済肖古王	9	神功皇后	撰政五五年	記事	百済王
122	薨りぬ	ミマカリヌ	ミマカリマス	彦狭嶋王	7	景行天皇	日五五年春二月五日	記事	豊城命の孫
121	薨りましぬ	カムサリマシヌ	カムサリマス	景行皇后播磨太郎姫	7	景行天皇	日五二年夏五月四日	記事	
120	薨りましぬ	カムサリマシヌ	カムサリマス	垂仁皇后日葉酢媛命	6	垂仁天皇	日三二年秋七月六日	記事	
119	薨りましぬ	カムサリマシヌ	カムサリマス	倭彦命	6	垂仁天皇	日二八年冬十一月二日	記事	天皇の母弟
118	薨りましぬ	カムサリマシヌ	カムサリマス	倭迹迹日百襲姫命	5	崇神天皇	一〇年九月	記事	
117	薨りましぬ	カムサリマシヌ	カムサリマス	神八井耳命	4	紀綏靖天皇即位前	四年夏四月	記事	

155	薨りましぬ	カムサリマシヌ	カムサリマシヌ	皇子尊	22	舒明天皇	即位前紀	記事	
154	薨せぬ	ミウセヌ	ミウセヌ	皇太子 厩戸豊聡耳	22	推古天皇	三四年夏五月二十日	記事	
153	薨りましぬ	カムサリマシヌ	カムサリマシヌ	太子	22	推古天皇	二九年春二月五日	高麗の僧慧慈の言葉	
152	薨りましぬ	カムサリマシヌ	カムサリマシヌ	上宮皇太子	22	推古天皇	二九年春二月五日	記事	
151	薨りましぬ	カムサリマシヌ	カムサリマシヌ	厩戸豊聡耳皇子命	22	推古天皇	二九年春二月五日	記事	
150	薨せぬ	ミウセヌ	ミウセヌ	舍人姫王(当摩皇子妻)	22	推古天皇	一一年秋七月三日	記事	
149	薨せぬ	ミウセヌ	ミウセヌ(よみなし)	来目皇子	22	推古天皇	一一年春二月四日	会話	征新羅將軍
148	薨せましぬ	ウセマシヌ	ミウセマシヌ	来目皇子	22	推古天皇	一一年春二月四日	記事	征新羅將軍
147	薨ましぬ	ミウセマシヌ	ミウセマシヌ	酢香手姫皇女	21	用明天皇	即位前紀	一四年九月の注記 或本に曰く	日神に三七年間仕える
146	薨ましぬ	ミウセマシヌ	ミウセマシヌ	酢香手姫皇女	21	用明天皇	即位前紀	一四年九月の注記	日神に三七年間仕える
145	薨りましぬ	カムサリマシヌ	カムサリマシヌ	皇后廣姫	20	敏達天皇	四年冬十一月	記事	
144	薨せぬ	ミウセヌ	ミウセヌ	蘇我大臣稲目宿祢	19	欽明天皇	三一年春三月一日	記事	
143	薨せぬ	ミウセヌ	ミウセヌ	箭田珠勝大兄皇子	19	欽明天皇	一三年夏四月	記事	
142	薨せぬ	ミウセヌ	ミウセヌ	狛國王香岡上王	19	欽明天皇	六年是歲	用記事 百濟本記より引	
141	薨せませる	ウセマセル	ミウセマセル	宣化天皇孺子(幼児)	18	宣化天皇	不明(四年冬十二月条の後)	記事	四年冬十二月条の注
140	薨せぬ	ミウセヌ	ミウセヌ	物部鹿鹿火大連	18	宣化天皇	元年秋七月	記事	
139	薨せぬ	ミウセヌ	ミウセヌ	巨勢男人大臣	17	継体天皇	二三年秋九月	記事	大臣の死
138	薨せぬ	ミウセヌ	ミマカル	百濟王 武寧	17	継体天皇	一七年夏五月	記事	百濟王
137	薨せぬ	ミウセヌ	ミマカル	百濟太子 淳陀	17	継体天皇	七年秋八月	記事	百濟太子
136	薨せましぬ	ウセマシヌ	ミウセマス	天皇の父(彦主人王)	17	継体天皇	即位前紀	記事	

No.	表記	岩波読み	小学読み	主語	巻	段名ほか	年月日	記述の形式等	備考
173	薨せぬ	ミウセヌ	ミマカリヌ	百濟王昌成	29	天武天皇(下)	三年春正月十日	記事	小紫位追贈
172	薨せぬ	ミウセヌ	ミマカリヌ	大紫韋那公高見	28	天武天皇(上)	元年十二月是月	記事	
171	薨せぬ	ミウセヌ	コウズ	藤原内大臣(藤原鎌足)	27	天智天皇	八年冬十月十六日	注記	碑文
170	薨せぬ	ミウセヌ	コウズ	藤原内大臣(藤原鎌足)	27	天智天皇	八年冬十月十六日	注記	日本世記の記述
169	薨せぬ	ミウセヌ	ミマカリヌ	藤原内大臣(藤原鎌足)	27	天智天皇	八年冬十月十六日	記事	
168	薨せぬ	ミウセヌ	ミマカリヌ	伊勢王・其の弟王	27	天智天皇	七年六月	記事	日接りて薨りぬ。
167	薨りましぬ	カムサリマシヌ	カムサリマシヌ	間人大后	27	天智天皇	四年春二月二五日	記事	
166	薨りましぬ	カムアガリマシヌ	カムアガリマシヌ	嶋皇祖母命	27	天智天皇	三年六月	記事	天智天皇の祖母 薨 カムアガルと読ませる
165	薨せぬ	ミウセヌル	ミマカリヌ	大紫蘇我連大臣	27	天智天皇	三年夏五月	記事(或る本の注記)	
164	薨せぬ	ミウセヌ	ミマカリヌ	大紫蘇我連大臣	27	天智天皇	三年夏五月	記事	
163	薨せぬ	ミウセヌ	ミウセヌ	伊勢王	26	齊明天皇	七年秋六月	記事	
162	薨せましぬ	ウセマシヌ	ミウセマシヌ	皇孫建王	26	齊明天皇	四年夏五月	記事	八歳で死、天皇合葬の詔
161	薨せぬ	ミウセヌ	ミマカリヌ	左大臣巨勢徳太臣	26	齊明天皇	四年春正月一三日	記事	
160	薨せぬ	ミウセヌ	ミマカリヌ	阿倍大臣(阿倍内麻呂)	25	孝徳天皇	大化五年三月十七日	記事	天皇朱雀門に幸して拳哀 たまひて働ひたまふ。皇 祖母尊・皇太子等諸の公 卿悉に随ひて哀哭る。
159	薨りましぬ	カムサリマシヌ	カムサリマシヌ	吉備嶋皇祖母命	24	皇極天皇	二年九月十一日	記事	
158	薨せぬ	ミウセヌ	ミウセヌ	弟王子(高句麗王の)	24	皇極天皇	元年二月二十一日	会話	百濟の使人の言葉
157	薨せぬ	ミウセヌ	ミウセヌ	国の主の母(義慈王の母)	24	皇極天皇	元年二月二日	百濟の用使の倭人の会話	
156	薨しぬ	ウセマシヌ	ミウセマシヌ	泊瀬王	23	舒明天皇	即位前紀	記事	病死

193	192	191	190	189	188	187	186	185	184	183	182	181	180	179	178	177	176	175	174	
卒りぬ	卒せぬ	卒せぬ	卒せぬ	薨せましぬ	薨せぬ	薨せぬ	薨りましぬ	薨せぬ	薨せぬ	薨せぬ	薨せましぬ	薨せぬ	薨せぬ	薨せましぬ	薨せぬ	薨せましぬ	薨せぬ	薨せぬ	薨せぬ	
ミマカリヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	ミウセマシヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	カムサリマシヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	ミウセマシヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	ミウセマシヌ	ミウセヌ	ミウセマシヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	
ミウセヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	ミマカリマシヌ	ミマカリヌ	ミマカリヌ	カムサリマス	ミマカリヌ	ミマカリマス	ミマカリヌ	ミマカリマス	ミマカリヌ	ミマカル	ミマカリマス	ミマカリヌ	ミマカリマス	ミマカリマス	ミマカリヌ	ミマカリヌ	
大錦上坂本財臣	高向玄理	百済・大佐平智積	百済の意多郎	後皇子尊(高市皇子)	浄大参皇子川嶋	春日王	皇太子草壁皇子尊	鏡姫王	三位高坂王	大伴連望多	氷上夫人(天武天皇夫人)	武王(新羅文)	小紫位当麻公豊濱	阿倍夫人(天智天皇嬪)	吉備大宰石川王	稚狭王(三位)	十市皇女	栗隈王(四位)	大分君惠尺	
28	25	24	16	30	30	30	30	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29
天武天皇(下)	孝德天皇	皇極天皇	武烈天皇	持統天皇	持統天皇	持統天皇	持統天皇	天武天皇(下)	天武天皇(下)	天武天皇(下)	天武天皇(下)	天武天皇(下)	天武天皇(下)	天武天皇(下)	天武天皇(下)	天武天皇(下)	天武天皇(下)	天武天皇(下)	天武天皇(下)	天武天皇(下)
日 二年五月二十九	白雉五年二月	元年二月二日	三年十一月	日 一〇年秋七月十日	五年九月九日	三年夏四月二十日	三年夏四月十三日	日 一二年秋七月五日	一二年六月六日	一二年六月三日	一二年春正月十八日	月 一〇年冬十月是	日 一〇年二月三十日	日 一〇年二月二十九日	八年三月九日	七年秋九月	七年夏四月七日	五年六月	四年六月二三日以後数日	
記事	記事	百済の弔使の倭人の会話	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	会話	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事
	押使として大唐で死ぬ	誤記実際は同じ年の一月百済の弔使か	卒の初出								壬申の乱の功臣 大紫位を追贈	新羅の使者の言葉					突然死		死亡日はない。一三日以後数日	

No.	表記	岩波読み	小学読み	主語	巻	段名ほか	年月日	記述の形式等	備考
194	卒りぬ	ミマカリヌ	ミウセヌ	大錦下百濟沙宅昭明	28	天武天皇(下)	二年閏六月六日	記事	外小紫位追贈・本国(百濟)大佐平位追贈
195	卒せぬ	ミウセヌ	ミウセヌ	紀臣阿閉麻呂	29	天武天皇(下)	三年二月二八日	記事	壬申の乱の功 大紫位追贈
196	卒ぬ	シヌ	ミウセヌ	物部雄君連	29	天武天皇(下)	五年六月	記事	壬申の乱の功臣 内大紫位追贈 氏上賜う
197	卒ぬ	シヌ	ミウセヌ	村国連雄依	29	天武天皇(下)	五年秋七月是月	記事	壬申の乱の功臣 外小紫位追贈
198	卒ぬ	シヌ	ミウセヌ	大三輪眞上田子人君	29	天武天皇(下)	五年秋八月是月	記事	壬申の乱の功臣 内小紫位追贈
199	卒ぬ	シヌ	ミウセヌ	坂田公雷	29	天武天皇(下)	五年九月是月	記事	壬申の乱の功臣 大紫位追贈
200	卒せぬ	ミウセヌ	ミウセヌ	大錦上大伴杜屋連	29	天武天皇(下)	八年六月二六日	記事	
201	卒りぬ	ミマカリヌ	ミウセヌ	葛城王(四位)	29	天武天皇(下)	八年秋七月十七日	記事	
202	卒せぬ	ミウセヌ	ミウセヌ	大宅王	29	天武天皇(下)	八年八月二五日	記事	
203	卒りぬ	ミマカリヌ	ミウセヌ	小錦下秦造綱手	29	天武天皇(下)	九年五月二一日	記事	壬申の乱の功臣 大錦上位追贈
204	卒りぬ	ミマカリヌ	ミウセヌ	小錦中星川臣麻呂	29	天武天皇(下)	九年五月二七日	記事	壬申の乱の功臣 大紫位追贈
205	卒せぬ	ミウセヌ	ミウセヌ	小錦下三宅連石床	29	天武天皇(下)	九年秋七月二三日	記事	壬申の乱の功臣 大錦下位追贈
206	卒りぬ	ミマカリヌ	ミウセヌ	納言兼宮内卿五位舍人王	29	天武天皇(下)	九年秋七月二六日	記事	高市皇子・高島皇子派遣
207	卒りぬ	ミマカリヌ	ミウセヌ	桑内王	29	天武天皇(下)	九年九月二七日	記事	
208	卒りぬ	ミマカリヌ	ミウセヌ	大錦下上毛野君三千	29	天武天皇(下)	一〇年八月十一日	記事	
209	卒りぬ	ミマカリヌ	ミウセヌ	小錦下舍人連糠蟲	29	天武天皇(下)	一一年二月是月	記事	壬申の乱の功臣 大錦上位追贈
210	卒りぬ	ミマカリヌ	ミウセヌ	土師連眞敷	29	天武天皇(下)	一一年三月是月	記事	壬申の乱の功臣 大錦上位追贈
211	卒りぬ	ミマカリヌ	ミウセヌ	殖粟王(五位)	29	天武天皇(下)	一一年六月十二日		
212	卒りぬ	ミマカリヌ	ミウセヌ	小錦中膳臣摩漏	29	天武天皇(下)	一一年秋七月十七日	記事	壬申の乱の功臣 大紫位及び祿追贈

232	231	230	229	228	227	226	225	224	223	222	221	220	219	218	217	216	215	214	213
死りぬ	死りぬ	死る	死らく	死亡れる者	死ぬ	死みなむ	死者	死人	死れぬ	死	死れたる	死ぬ	死れり	死る	死ぬ	卒りぬ	卒りぬ	卒りぬ	卒りぬ
ミマカリヌ	マカリヌ	マカル	マカラク	マカレルモノ	シヌ	ヤミナム	マカレルヒト	シニタルヒト	カクレヌ	シニタルヒト	カクレタル	シヌ	マカレリ	マカル	シヌ	ミマカリヌ	ミマカリヌ	ミマカリヌ	ミマカリヌ
ミマカル	ミマカリヌ	ミマカル	ミマカラク	マカレルヒト	シニキ	ヤミナム	ウセニシヒト	ウセニシヒト	ミマカリヌ	シニタル	ミマカレル	ミマカル	ミマカレリ	ミマカル	シニ	ミウセヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	ミウセヌ
竹野媛	狭穂彦と妹	垂仁皇后	垂仁皇后	民(オホミタカラ)	兄猾	五瀬命	(不特定)	天稚彦	天稚彦	天稚彦をふくむ死者	天稚彦	天稚彦	保食神	人または神	国民	大弁官直大参羽田眞人八国	直大参当麻眞人廣麻呂	京職大夫直大参許勢朝臣辛檀努	大伴連男吹負
6	6	6	6	5	3	3	2	2	2	2	2	2	1	1	1	29	29	29	29
垂仁天皇	垂仁天皇	垂仁天皇	垂仁天皇	崇神天皇	紀神武天皇即位前	紀神武天皇即位前	神代下第九段一書第一	神代下第九段一書第一	神代下第九段一書第一	神代下第九段	神代下第九段	神代下第九段	神代上第五段一書第十一	神代上第五段一書第六	神代上第五段一書第二	天武天皇(下)	天武天皇(下)	天武天皇(下)	天武天皇(下)
日	一五年秋八月一日	五年冬十月五日	五年冬十月五日	五年	戊午年八月二日	戊午年五月八日										朱鳥元年三月二五日	日	日	日
記事	記事	会話	会話	記事	記事	記事	一書の記述	会話	一書の記述	本分の記述	本文の記述	本文の記述	一書の記述	一書の記述	一書の記述	記事	記事	記事	記事
輿から落ちて自死		垂仁皇后が自身をさして言った言葉	垂仁皇后が自身をさして言った言葉			五瀬命が自分のことを言ったもの		アヂスキタカヒコネノカミの言葉								位追贈	壬申の乱の功臣 直大壹	壬申の乱の功臣 直大壹	壬申の乱の功臣 直大壹

No.	表記	岩波読み	小学読み	主語	巻	段名ほか	年月日	記述の形式等	備考
251	死ぬ	シヌ	シヌ	武蔵人強頸	11	仁徳天皇	一一年冬十月	記事	河神への人身供御入水して死ぬ自死
250	死へたり	ヲヘタリ	ミマカレル	菟道稚郎子	11	仁徳天皇	即位前紀	会話	
249	死りぬる者	ヲハリヌルヒト	スギニシヒト	菟道稚郎子のこと	11	仁徳天皇	即位前紀	会話	オホササギノミコトが復活したウジノワキ郎子にいう表現
248	死りたまひぬ	ヲハリタマヒヌ	ヲハリタマイヌ	菟道稚郎子	11	仁徳天皇	即位前紀	記事	自死
247	死せぬ	ミウセヌ	ミウセヌ	大山守皇子	11	仁徳天皇	即位前紀	記事	沈みて死せぬ。謀反の皇子の死
246	死りぬ	ミマカリヌ	ミマカリヌ	老岐直祖眞根子	10	応神天皇	九年夏四月	記事	眞根子が武内宿禰の身代わりに自死
245	死りて	ミマカリテ	ミマカリテ	老岐直祖眞根子	10	応神天皇	九年夏四月	会話	眞根子が武内宿禰の身代わりを
244	死らむこと	ミマカラムコト	ミマカラム	武内宿禰	10	応神天皇	九年夏四月	会話	老岐直の祖眞根子が武内宿禰の身代わりを
243	死らむこと	ミマカラムコト	ミマカラム	武内宿禰	10	応神天皇	九年夏四月	記事	武内宿禰が自身の無実の死をいう
242	死らむや	ミマカラムヤ	ミマカラムヤ	武内宿禰	10	応神天皇	九年夏四月	会話	武内宿禰が自身の無実の死をいう
241	死なむ	シナム	ミマカラム	微叱許智伐早(新羅人)	9	神功皇后	撰政五年三月七日	会話	新羅の使者毛麻利叱智が襲津彦に
240	死りぬ	マカリヌ	ミマカリヌ	忍熊王	9	神功皇后	撰政元年三月五日	記事	皇后への反逆者
239	死ぬ	シヌ	ミマカリヌ	天野の祝	9	神功皇后	神功撰政元年二月	会話	自死
238	死りぬ	ミマカリヌ	ミマカリヌ	小竹の祝	9	神功皇后	神功撰政元年二月	会話	
237	死なぬに	シナヌニ	シナヌニ	川上梟帥	7	景行天皇	二七年十二月	記事	まつろわぬ者の死
236	死ぬ	シヌ	シヌ	打援	7	景行天皇	一二年十月	記事	自死
235	死れり	マカレリ	マカレリ	田道間守	6	垂仁天皇後紀	一〇〇年春三月十二日	記事	自死
234	死りて	マカリテ	シニテ	近習者	6	垂仁天皇	二八年冬十一月二日	記事	殉死者
233	死なずして	シナズシテ	シナズ	近習者	6	垂仁天皇	二八年冬十一月二日	記事	殉死者

271	270	269	268	267	266	265	264	263	262	261	260	259	258	257	256	255	254	253	252
死せましぬ	死なむ	死する	死りし	死りぬ	死せむ	死生	死なまく	死せむ	死	死亡ぬ	死ぬること	死ぬ	死にたる(人)	死亡ぬ	死ぬ	死せぬ	死なむ	死りぬ	死なず
ウセマシヌ	シナム	ミウスル	ミマカリシ	ミマカリヌ	ミウセム	シニイキムコト	シナマク	ミウセム	シ	シヌ	シヌルコト	シヌ	シニタル(ヒト)	シヌ	シヌ	ミウセヌ	シナム	ミマカリヌ	シナズ
ミウセタマフ	ミウセム	ミウスル	ミマカリシ	ミマカル	ミウセム	シニイキ	シナマク	イノチスギナム	シ	ミウス	シニタル	シヌ	スギニシヒト	シニ	シヌ	ミマカル	シナム	ミマカリヌ	シナズ
太子木梨軽皇子	木梨軽皇子	木梨軽皇子	男狭磯(海人)	男狭磯(海人)	皇后忍坂大中姫命	皇后忍坂大中姫命	烏賊津使主	妃忍坂大中姫命	不特定の人	路人	鹿	鹿	田道	蝦夷	田道の妻	田道	鹿	玖賀媛	河内人茨田連衫子
13	13	13	13	13	13	13	13	13	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
安康天皇	允恭天皇	允恭天皇	允恭天皇	允恭天皇	允恭天皇	允恭天皇	允恭天皇	允恭天皇	仁徳天皇	仁徳天皇	仁徳天皇	仁徳天皇	仁徳天皇	仁徳天皇	仁徳天皇	仁徳天皇	仁徳天皇	仁徳天皇	仁徳天皇
即位前紀	日二三年春三月七日	日二三年春三月七日	日二四年秋九月十日	日二四年秋九月十日	七年十二月	七年十二月	七年十二月	元年冬十二月	日六七年冬十月五日	日六七年冬十月五日	日六七年冬十月五日	日六七年冬十月五日	五年	五年	五年	五年	三八年七月	日一六年秋七月一日	一一年冬十月
記事	記事	記事	記事	記事	記事	会話	会話	記事	記事	記事	記事	記事	会話	記事	記事	記事	会話	記事	記事
死	婦女淫け・武力蜂起・自	同母妹軽大娘皇女を感でた結果	大鯨をとりて	大鯨をとりて	自死の決意	皇后忍坂大中姫命が天皇に対して	烏賊津使主が弟姫に対して	妃比喩表現	不特定の人				時の人の言葉	蛇の毒で	縊死(自死)	蝦夷との戦で戦死	牡鹿が雌鹿の夢を占う	天皇が召そうとした女性	河神への人身供御だが死なず

No.	表記	岩波読み	小学読み	主語	巻	段名ほか	年月日	記述の形式等	備考
290	死ぬ	シヌ	マカル	韓白水郎嘆と哭女	15	仁賢天皇	六年是秋	記事	
289	死ぬ	シヌ	シヌ	的臣蚊嶋と穂瓮君	15	仁賢天皇	四年夏五月	記事	罪を得て死
288	死せましぬ	ミウセマシヌ	みうせましぬ	難波小野皇后	15	仁賢天皇	二年秋九月	上記の注の中の 記事	自死
287	死せましぬ	ミウセマシヌ	みうせましぬ	難波小野皇后	15	仁賢天皇	二年秋九月	記事	自死
286	死せぬ	ミウセヌ	シヌ	帳内(とねり)日 下部連使主	15	顕宗天皇	即位前紀	記事	経死(縊死) 自死
285	死ぬ	シヌ	シヌ	隼人	15	清寧天皇	元年十月	記事	天皇に殉死
284	死ぬ	シヌ	シヌ	鳥官の禽	14	雄略天皇	一一年冬十月	記事	狗に喰われて
283	死ぬ	シヌ	シヌ	鶯(鳥)	14	雄略天皇	一〇年秋九月四日	記事	別本に云はくの記事
282	死ぬ	シヌ	シヌ	鶯(鳥)	14	雄略天皇	一〇年秋九月四日	記事	
281	死ぬ	シヌ	シヌ	韓子宿祢	14	雄略天皇	九年五月	記事	新羅戦での内紛による死
280	死ぬ	シヌ	シヌ	大伴談連、紀岡前 来目連	14	雄略天皇	九年三月	記事	戦死
279	死ぬ	シヌ	シヌ	(不特定)	14	雄略天皇	七年是歳	記事	病死者
278	死ぬ	シヌ	シヌ	栲幡皇女	14	雄略天皇	三年夏四月	記事	無実の罪で経死(縊死)
277	死にます	シニタマフ	ミウセタマフ	難波吉子日蚊父子	13	安楽天皇	元年二月	記事	死 父子の大草香皇子への殉
276	死にます	シニタマフ	ミウセタマフ	大草香皇子	13	安楽天皇	元年二月	会話	難波吉子日蚊父子が大草香皇子の死を言う
275	死にたまふ	シナザラク	シナザラク	大草香皇子	13	安楽天皇	元年二月	会話	難波吉子日蚊父子が大草香皇子の死を言う
274	死にたまふ	シナザラク	シナザラク	大草香皇子	13	安楽天皇	元年二月	会話	難波吉子日蚊父子が大草香皇子の死を言う
273	死なざらく	ミウセナム	ミウセナム	大草香皇子	13	安楽天皇	元年二月	会話	大草香皇子が天皇の使者に
272	死せなむ	ミウセナム	ミウセナム	大草香皇子	13	安楽天皇	元年二月	会話	大草香皇子が天皇の使者に

310	309	308	307	306	305	304	303	302	301	300	299	298	297	296	295	294	293	292	291
死ぬ	死ぬる(状)	死ぬ	死ぎたまひし(王)	死ぬ(者)	死ぬる(者)	死せぬ	死ぬる	死ぬ	死ぬ	死りて	死れり	死ぬるとも	死ぬる者	死ぬる者	死ぬる	死ぬ	(傷れ)死ぬる者	(爛れ)死ぬる者	死ぬ
シヌ	シヌル(アリサマ)	シヌ	スギタマヒシ	ミマカル(モノ)	シヌル(モノ)	ミウセヌ	シヌル	ミマカル	シヌ	ミマカリテ	ミマカレリ	ミハマカルトモ	シヌル(モノ?)	シヌル(モノ?)	シヌル	シヌ	(ヤブレ)シヌルモノ	(タダレ)シヌルモノ	シヌ
シヌ	シヌル(カタチ)	シヌ	スギタマイシ	ミマカル(ヒト)	ミマカル(ヒト)	ミウセヌ	シヌル	ミマカル	シヌ	ミマカリテ	ミマカレリ	シヌルトモ	シヌルヒト	シヌルヒト	シヌル	ミマカル	シニシヒト	シヌルヒト	よみなし
物部守家大連の資人捕鳥部萬の養う白犬	物部守家大連の資人捕鳥部萬	物部守家大連の資人捕鳥部萬	王(キミ)敏達天皇	瘡ができたもの	民(オホミタカラ)	日羅	高麗の使人	欽明天皇	調吉士伊企儺の子舅子	馬飼首歌依	馬飼首歌依	王臣両者	細群の人(高麗の地)	不特定の高麗人	肅慎人(みしはせのひと)蝦夷か	毛野臣	百済と日本の兵	訴訟した人	韓白水郎曠と哭女
21	21	21	20	20	20	20	20	19	19	19	19	19	19	19	19	17	17	17	15
崇峻天皇	崇峻天皇	崇峻天皇	敏達天皇	敏達天皇	敏達天皇	敏達天皇	敏達天皇	欽明天皇	欽明天皇	欽明天皇	欽明天皇	欽明天皇	欽明天皇	欽明天皇	欽明天皇	継体天皇	継体天皇	継体天皇	仁賢天皇
即位前紀	即位前紀	即位前紀	一四四年秋八月十五日	一四四年三月一日	一四四年春二月十五日	一二年是歳	二年夏五月三日	三二年夏四月十五日	二三年七月是月	二三年六月是月	二三年六月是月	二三年六月	七年是歳	七年是歳	五年十二月	二四年冬十月	二四年秋九月	二四年秋九月	六年是秋
記事	記事	記事	会話	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事	詔	百濟本記より引用記事	記事	記事	記事	記事	記事	上記注
鳥部萬に殉じて餓死	頸を刺て自死 大連に殉ずる	頸を刺て自死 大連に殉ずる	穴穂部皇子の言挙げ	瘡(かさ)(仏像を焼いた罪という)二箇所	疫疾(仏法を祭った祟りという)	殺されて蘇生後死ぬ	越海で難破溺死	天皇が自分の死を表現	戦死	讒言による死	讒言による死	欽明天皇の詔のことは	高麗の内乱 戦	ぬ	瀬波河浦の水を飲んで死ぬ	病死	百済との戦	誓湯(くがたち)での事	

No.	表記	岩波読み	小学読み	主語	巻	段名ほか	年月日	記述の形式等	備考
329	死せましたり	ウセマシタリ	ウセマシタリ	山背大兄王	24	皇極天皇	二年十一月一日	記事	巨勢徳太臣らが思い込む
328	死ぬ	シヌ	シニ	大仁土師婆婆連	24	皇極天皇	二年十一月一日	記事	戦での死
327	死にたる	シニタル	シニタル	蟲と小魚	24	皇極天皇	二年八月十五日	記事	
326	死りて	ミマカリテ	ミマカリテ	蘇我大臣蝦夷	24	皇極天皇	元年是歳	記事	蝦夷が生前自分の死を語る
325	死亡者	シニヒト	シニヒト	(不特定)百濟・新羅の人々	24	皇極天皇	元年五月二二日	記事	百濟・新羅の一般的な葬送習俗の説明として
324	死にたること	シニタルコト	シニタル(ヲ)	翹岐の児	24	皇極天皇	元年五月二二日	記事	同上
323	死去ぬ	シヌ	シヌ(よみなし)	翹岐の児	24	皇極天皇	元年五月二二日	記事	同上
322	死去ぬ	シヌ	シヌ	翹岐の従者	24	皇極天皇	元年五月二二日	記事	翹岐は百濟王の児か
321	死ぬ	シヌ	ミウセヌ	三輪君小鷓鴣	23	舒明天皇	八年三月	記事	頸を刺て自死采女を犯す
320	死せぬ	ミウセヌ	ミウセヌ	境部臣(長子)毛津	23	舒明天皇	即位前紀	記事	頸を刺て自死
319	死りぬ	ミマカリヌ	ミウセヌ	境部臣・阿椰父子	23	舒明天皇	即位前紀	記事	蘇我蝦夷臣が来目物部伊区比に令じ絞殺
318	死ぬ	シヌ	シヌ	母子	22	推古天皇	三四年是歳	記事	霖雨のため飢えた母子
317	死ぬ	シヌ	シニ	老(オキナ)	22	推古天皇	三四年是歳	記事	霖雨のため飢えた老
316	死ぬ	ミマカル	ミマカル	高麗の僧慧慈	22	推古天皇	二九年春二月五日	記事	太子の死の後追い死
315	死らむ	ミマカラム	ミマカラム	高麗の僧慧慈	22	推古天皇	二九年春二月五日	記事	太子の死の後追い死
314	死せぬ	ミウセヌ	ミウセヌ	掖玖(屋久島)人	22	推古天皇	二四年秋七月	記事	
313	死りぬ	ミマカリヌ	ミマカリヌ	飢者(ウエタルヒト)	22	推古天皇	二一年十二月	会話 使者の言葉	片岡の飢者(聖)
312	死ぬ	ミマカル	ミマカル	国の使者	22	推古天皇	一六年六月十五日	会話 群臣たちの	小野妹子が唐からの返書を奪われたことに対し
311	死去りけむ	マカリケム	マカリケム	蘇我嬪河上娘	21	崇峻天皇	五年十一月是月	記事	

349	348	347	346	345	344	343	342	341	340	339	338	337	336	335	334	333	332	331	330
死せぬ	死せぬ	死せぬ	死ぬる	死にたる	死ぬる	死する	死せぬ	死ぬる(に殉ふ)	死せぬ	死なしむ	死ぬ	臥死ぬ	死にたる(者)	死なしむる	臥死ぬ	死亡ぬる	死す	死せましぬ	死ぬ
ミウセヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	シヌル	シニタル	シヌル	ミウスル	ミウセヌ	シヌル(ニシタガフ)	ミウセヌ	シナ(シム)	シヌ	シヌ	シニタル(モノ)	シナシムル	シヌ	シヌル	ミウス	ミウセマシヌ	シヌ
ミウセヌ	ミウセヌ	ミウセヌ	シヌル	シニタル	ミウスル	シヌル(モノ)	ミウセヌ	シヌル(ニシタガウ)	ミウセヌ	シナ(シムル)	シヌ(ル)	シヌ	シヌタル(モノ)	シナシムル	シヌ	シヌル	ミウセヌ	ミウセマシヌ	シヌ
学問僧智国	学問僧智聡	学問僧恵妙	人と牛馬	三足の鳥	皇太子妃(蘇我造媛)	山田大臣の妻子及び隨身者	蘇我倉山田麻呂とその子	蘇我倉山田麻呂大臣	蘇我倉山田麻呂大臣	馬	百姓(オホミタカラ)	民(オホミタカラ)	民(オホミタカラ)	民(オホミタカラ)	役民	人	古人皇子の妃妾	山背大兄王と子弟・妃妾	鼠
25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	24	24	24
孝徳天皇	孝徳天皇	孝徳天皇	孝徳天皇	孝徳天皇	孝徳天皇	孝徳天皇	孝徳天皇	孝徳天皇	孝徳天皇	孝徳天皇	孝徳天皇	孝徳天皇	孝徳天皇	孝徳天皇	孝徳天皇	孝徳天皇	孝徳天皇	皇極天皇	皇極天皇
白雉五年二月	白雉五年二月	白雉五年二月	白雉三年夏四月二十日	白雉元年二月九日	大化五年三月十七日	大化五年三月十七日	大化五年三月十七日	大化五年三月十七日	大化五年三月十七日	大化二年三月二日	大化二年三月二日	大化二年三月二日	大化二年三月二日	大化二年三月二日	大化二年三月二日	大化二年三月二日	大化元年十一月	二年十一月一日	二年十一月一日
伝聞記事	伝聞記事	伝聞記事	記事	言葉(過去の回想)	記事	記事	記事	記事	記事	詔	詔	詔	詔	詔	詔	詔	或る本にいはく	記事	会話
海で死ぬ	伊吉博得が言はくの注	唐で死ぬ	溺死	道登法師の言葉	心労死	自経死	自経死	妻子の殉死の時の表現	自経死 謀反の嫌疑 後首を切られる	薄葬の詔 瘦せて死ぬ	薄葬の詔 溺死二例	薄葬の詔	薄葬の詔	薄葬の詔	薄葬の詔	薄葬の詔	薄葬の詔	自経死	古人皇子のことば

No.	表記	岩波読み	小学読み	主語	巻	段名ほか	年月日	記述の形式等	備考
368	死せぬ	ミウセヌ	ミウセヌ	飛鳥寺 僧福揚	29	天武天皇(下)	一三年閏四月二 九日	記事	自ら頸を刺して死ぬ
367	死せなむ	ミウセナム	ミウセム	納言兼宮内卿五位 舍人王	29	天武天皇(下)	九年秋七月二五 日	記事	危篤状態 高市皇子派遣
366	死せぬ	ミウセヌ	ミウセヌ	兵衛大分君稚見	29	天武天皇(下)	八年三月六日	記事	
365	死ぬ	シヌ	シヌ	妖言した人	29	天武天皇(下)	四年十一月三日	記事	自死頸を刎ねる
364	死す	ミウス	ミウス	大分君恵尺	29	天武天皇(下)	四年六月二三日	詔の中の表現	壬申の乱の功臣
363	死なむ	シナム	ミウセム(トス)	大分君恵尺	29	天武天皇(下)	四年六月二三日	記事	危篤状態 外小紫位を贈る
362	死なむ	シナム	ミウセム	少子部連鉏鉤	28	天武天皇(上)	元年八月二五日	天皇の言葉	天武天皇が少子部連鉏鉤に對して
361	死せぬ	ミウセヌ	ミウセヌ	尾張国司守 少子 部連鉏鉤	28	天武天皇(上)	元年八月二五日	記事	自死
360	死す	ミウス	ミウス	河内国司守 来目 臣塩籠	28	天武天皇(上)	元年秋七月一三 日	記事	自死
359	死す	ミウス	シヌ	蘇賀臣果安	28	天武天皇(上)	元年秋七月二日	記事	頸を刺して自死
358	死ぬ	シヌ	シヌ	八つの足のある鹿	27	天智天皇	一〇年四月是月	言葉	筑紫からの言上
357	死りては	ミマカリ(テハ)	ミマカリ(テハ)	藤原内大臣(藤原 鎌足)	27	天智天皇	八年冬十月十日	会話	天皇の行幸
356	(戦)死せぬ	又(タタカイ)ウセ	又(タタカイ)ウセ	朴市田来津(えち のたくつ)	27	天智天皇	二年秋八月一八 日	記事	白村江の戦い。戦死
355	死ぬる(者)	シヌル(モノ)	シヌル(モノ)	官軍の兵	27	天智天皇	二年秋八月二十 八日	記事	白村江の戦い。溺死
354	死れる(者)	マカレル(モノ)	シヌル(モノ)	大舍人、諸近侍	26	齊明天皇	七年五月	記事	朝倉社の崇りで病死
353	死人	マカレルヒト	シニヒト	不特定の人	26	齊明天皇	五年是歳	記事	狗が喰い置いた腕
352	死せぬ	ミウセヌ	ミウセヌ	彌武	26	齊明天皇	元年是歳	記事	新羅の人で人質 病
351	死せぬ	ミウセヌ	ミウセヌ	学問僧義通	25	孝徳天皇	白雉五年二月	伝聞記事	伊吉博得が言はくの注 唐で死ぬ
350	死せぬ	ミウセヌ	ミウセヌ	学問僧覺勝	25	孝徳天皇	白雉五年二月	伝聞記事	伊吉博得が言はくの注 唐で死ぬ

388	夭残 (若死)	アカラシマニシヌ ルコト	ワカジニ	民 (オホミタカラ)	19	欽明天皇	一三年冬十月	記事	疫気 (病)
387	(命) 亡びむ	ム (イノチ) ホロビ	膳臣巴提便	膳臣巴提便	19	欽明天皇	六年十一月	会話	
386	亡せたり	ウセタリ	膳臣巴提便の児	膳臣巴提便の児	19	欽明天皇	六年十一月	会話	
385	萬死	ミラスツル	愚に蒙き百姓	愚に蒙き百姓	18	安閑天皇	元年閏十二月四日	会話	大河内直味張が大伴大連に言った言葉
384	瞑目ぬ	シヌ	雄略天皇	雄略天皇	14	雄略天皇	二三年八月七日	会話	雄略天皇の遺詔中の言葉 大伴室屋連と東漢掬直へ
383	没ぬ	シヌ	百済王 大后、王	百済王 大后、王	14	雄略天皇	二〇年冬	記事	「百済記」からの引用記 事 戦死
382	殞命ぬ	シヌ	大伴談連の従人同 姓津麻呂	大伴談連の従人同 姓津麻呂	14	雄略天皇	九年三月	記事	戦死
381	陥にたり	シニタリ	大伴談連	大伴談連	14	雄略天皇	九年三月	会話	大伴談連の従人同姓津麻呂の言葉
380	身亡ぬ	ミシヌ	弟姫	弟姫	13	允恭天皇	七年十二月	会話	弟姫が烏賊津使主に対し て参内を拒否
379	亡にたり	シニタリ	田道	田道	11	仁徳天皇	五五年	会話	時の人の言葉
378	逝ぎます	スギマス	菟道稚郎子	菟道稚郎子	11	仁徳天皇	即位前紀	会話	オホササギノミコトが復活し たウジノワキ郎子という表現
377	あから亡す	アカラメサス	日本武尊	日本武尊	7	景行天皇	四〇年は歳	会話	景行天皇が日本武尊の死 を婉曲表現
376	亡びむ	ホロビム	日本武尊	日本武尊	7	景行天皇	四〇年は歳	会話	日本武尊が自分の死を言 う
375	亡者	シヌルヒト	(不特定)	(不特定)	6	垂仁天皇	二八年冬十一月 二日	詔	殉死の禁止の詔
374	喪亡たり	ウセタリ	天稚彦	天稚彦	2	神代下第九段一 書第一		言葉	アヂスキタカヒコネノカ ミの言葉
373	亡者	シニタルヒト	味耜高彥根神	味耜高彥根神	2	神代下第九段		本文の記述	
372	終りまさむ	カムサリマサム	イザナミノミコト	イザナミノミコト	1	神代上第五段一 書第二		一書の記述	
371	終りましぬ	カムサリマシヌ	イザナミノミコト	イザナミノミコト	1	神代上第五段一 書第二		一書の記述	
370	死ぬ	シヌ	蛇と犬	蛇と犬	30	持統天皇	称制前紀閏十二 月は歳	記事	
369	死らむとす	ミマカラム (ト ス)	侍医百済人億仁	侍医百済人億仁	29	天武天皇 (下)	日	記事	勤大壹位授与 死亡日は 記述なし

No.	表 記	岩波読み	小学読み	主 語	卷	段名ほか	年 月 日	記述の形式等	備 考
389	病死	ヤミシニ	ヤミシニ	民(オホミタカラ)	19	欽明天皇	一三年冬十月	会話	疫気(病)
390	終せたまひなむ	ウセタマヒナム	ウセタマイナム	用明天皇	21	用明天皇	二年四月二日	記事	
391	亡なむ	シナム	シニタル	庶民	24	孝德天皇	大化二年三月二十日		薄葬の詔
392	亡人	シニタルヒト	シニタルヒト	人	25	孝德天皇	大化二年三月二日	詔	薄葬の詔 三例
393	徂逝ぬ	シヌ	ミウセヌ	皇太子妃(蘇我造媛)	25	孝德天皇	大化五年三月十七日	記事	心労死
394	亡な(ば)	シナ(バ)	シナ(バ)	僧旻法師	25	孝德天皇	白雉四年夏五月是月	或本に云はく	或本では五年夏七月のこととする
395	亡なむ	シナム	シナム	天皇	25	孝德天皇	元年秋七月一三日	或本に云はく	或本では五年夏七月のこととする
396	縊れぬ	クビレヌ	クビレヌ	大友皇子	28	天武天皇(上)	九年秋七月二十日	記事	縊死(自死)
397	終せぬ	ウセヌ	ミウセヌ	飛鳥寺の弘聡僧(ぶそうほうし)	29	天武天皇(下)	九年秋七月二十日	記事	
398	終せぬ	ミウセヌ	ミウセヌ	恵妙僧(ゑめうほうし)	29	天武天皇(下)	九年十一月十七日	記事	
399	賜死む	ミマカラシム	ミマカラシム	大津皇子	30	持統天皇	称制前紀	記事	
400	殉ぬ	トモニシヌ	トモニミマカル	大津皇子妃山邊皇女	30	持統天皇	称制前紀	記事	殉死
401	殺せまつられたまいぬ	シイセマツラレタマイヌ	シセラレタマフ	安康天皇	13	安康天皇	三年秋八月九日	記事	眉輪王による天皇殺害崩の記述無し
402	殺せられたまいぬ	シイセラレタマイヌ	シセラレタマフ	安康天皇	14	雄略天皇	即位前期	会話	眉輪王による天皇殺害崩の記述無し
403	弑せまつらしむ	シセマツラシム	シセマツラシム	馬子が崇峻天皇を	21	崇峻天皇	五年十一月三日	記事	崇峻天皇崩の記述なし馬子により殺害される
404	殺せられたまいぬ	シセラレタマイヌ	シセラレタマイヌ	崇峻天皇	22	推古天皇	即位前紀		崇峻天皇崩の記述なし馬子により殺害される

注1 「岩波読み」は岩波日本古典文学大系本の読みのこと

注2 「小学読み」は小学館日本古典文学全集本の読みのこと

注3 表記は岩波日本古典文学大系本に従った